

株式交換に係る事前開示書類

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める書面)

2020 年 5 月 27 日

エムスリー株式会社

2020年5月27日

株式交換に係る事前備置書類

東京都港区赤坂一丁目11番44号
エムスリー株式会社
代表取締役 谷村 格

当社は、2020年5月27日付で当社とアイチケット株式会社（以下「アイチケット」といいます。）との間で締結した株式交換契約に基づき、2020年8月1日を効力発生日（予定）として、当社を株式交換完全親会社、アイチケットを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うこととしましたので、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条の規定に基づき、下記のとおり開示します。

記

1. 株式交換契約の内容（会社法第794条第1項）

別紙1「株式交換契約書」に記載のとおりです。

2. 交換対価の相当性に関する事項（会社法第794条第1項、会社法施行規則第193条第1号）

会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項は、別紙2のとおりです。

3. 新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法第794条第1項、会社法施行規則第193条第2号）

会社法第768条第1項第4号及び第5号に掲げる事項を定めていないため、該当事項はありません。

4. アイチケットについての次に掲げる事項（会社法第794条第1項、会社法施行規則第193条第3号）

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙3のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等がある場合における、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じた場合における、その内容

該当事項はありません。

5. 当社において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状

況に重要な影響を与える事象が生じた場合における、その内容（会社法第794条第1項、会社法施行規則第193条第4号）

該当事項はありません。

6. 本株式交換が効力を生ずる日以後における当社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法第794条第1項、会社法施行規則第193条第5号）

会社法第799条第1項の規定により本株式交換について異議を述べることができる債権者はいないため、該当事項はありません。

以 上

株式交換契約書

エムスリー株式会社 (以下「甲」という。) 及びアイチケット株式会社 (以下「乙」という。) は、令和 2 年 5 月 27 日 (以下「本契約締結日」という。) 付で、以下のとおり株式交換契約 (以下「本契約」という。) を締結する。

第1条 (株式交換)

本契約に定めるところに従い、甲及び乙は、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換 (以下「本株式交換」という。) を行い、甲は、本株式交換により乙の発行済株式 (但し、甲が有する乙の株式を除く。) の全部を取得する。

第2条 (甲及び乙の商号及び住所)

甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

(1) 株式交換完全親会社 (甲)

商号：エムスリー株式会社

住所：東京都港区赤坂一丁目 11 番 44 号

(2) 株式交換完全子会社 (乙)

商号：アイチケット株式会社

住所：東京都港区赤坂一丁目 11 番 44 号

第3条 (本株式交換に際して交付する株式及びその割当てに関する事項)

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式 (但し、甲が有する乙の株式を除く。) の全部を取得する時点の直前時 (以下「基準時」という。) における乙の株主 (但し、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。) に対し、乙の普通株式に代わり、その有する乙の普通株式の数の合計に、以下に定める株式交換比率 (以下「本株式交換比率」という。) を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。

	エムスリー株式会社 (株式交換完全親会社)	アイチケット株式会社 (株式交換完全子会社)
株式交換比率	1	0.7467

2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その有する乙の普通株式 1 株につき、本株式交換比率と同じ割合をもって、甲の普通株式を割り当てる。
3. 甲が前各項に従って本割当対象株主に対し交付しなければならない甲の普通株式の数に 1 株に満たない端数があるときは、甲は、会社法第 234 条の規定に従い処理する。

第4条（甲の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換に際して増加する甲の資本金及び準備金の額は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 資本金の額：0 円
- (2) 資本準備金の額：会社計算規則第 39 条の規定に従い、甲が別途定める額
- (3) 利益準備金の額：0 円

第5条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、令和 2 年[8]月[1]日とする。
但し、本株式交換の手續の進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲乙協議し合意の上、これを変更することができる。

第6条（株主総会の承認等）

1. 甲は、会社法第 796 条第 2 項の規定により、本契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を受けることなく本株式交換を行う。但し、(i)本株式交換比率の確定の結果、本契約について会社法第 796 条第 2 項に定める要件を充足しないこととなった場合、又は(ii)会社法第 796 条第 3 項の規定により、本契約について甲の株主総会の決議による承認を受けることが必要となった場合には、甲は、効力発生日の前日までに株主総会を開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
2. 乙は、令和 2 年 6 月 25 日開催の定時株主総会において、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する株主総会の決議を求めるものとする。
3. 本株式交換の手續の進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲乙協議の上、前項に定める株主総会の開催日を変更することができる。

第7条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結日以降効力発生日に至るまでの間、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為又は本株式交換の実行に重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行おうとする場合には、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを行うものとする。

第8条（乙による自己株式の消却）

乙は、効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時において乙が有する自己株式（会社法第 785 条の規定に基づく乙の株主による株式買取請求に応じて乙が取得する自己株式を含む。）の全部を、基準時において消却する。

第9条（剰余金の配当）

甲及び乙は、別途書面により合意する場合を除き、本契約締結日後、効力発生日より前の日を基準

日とする剰余金の配当を行ってはならない。

第10条（本株式交換の条件の変更、本契約の解除及び本株式交換の中止）

本契約締結日以降効力発生日に至るまでの間において、甲又は乙の経営、事業、財政状態若しくは経営成績に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が発生し又は明らかとなった場合、その他本契約の目的の達成が困難となり又は困難となることが明らかとなった場合には、甲乙協議し合意の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、本契約を解除し又は本株式交換を中止することができる。

第11条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに、(i)第6条に定める甲若しくは乙の株主総会において本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議が受けられないとき（但し、甲については第6条第1項但書に該当する場合に限る。）、又は(ii)法令等に定められた本株式交換を実行するために効力発生日に先立って必要な関係官庁等の承認等が得られず、若しくは必要な手続が完了しなかったときは、その効力を失う。

第12条（準拠法）

本契約は日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。

第13条（管轄）

本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第14条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲乙協議し合意の上、これを決定する。

（以下、余白）

本契約締結の証として本契約書 2 通を作成し、甲乙記名捺印の上、各 1 通を保有する。

令和 2 年[5]月[27]日

甲 東京都港区赤坂一丁目 11 番 44 号
エムスリー株式会社
代表取締役 谷村 格

乙 東京都港区赤坂一丁目 11 番 44 号
アイチケット株式会社
代表取締役社長 吉井 浩一

**会社法第 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての
定め相当性に関する事項**

当社は、本株式交換における会社法第 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項について、以下のとおり、これを相当と判断いたしました。

1. 本株式交換に際して交付する株式の算定方法及びその割当ての相当性に関する事項

(1) 本株式交換に係る割当ての内容

当社は、本株式交換に際して、本株式交換により当社がアイチケットの発行済株式（ただし、当社が有するアイチケットの株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）におけるアイチケットの株主（ただし、当社を除きます。）に対し、アイチケットの普通株式に代わり、その有するアイチケットの普通株式の数に、以下の算式により算出される株式交換比率（以下「本株式交換比率」という。）を乗じて得た数の当社の普通株式を割り当てます。

	エムスリー株式会社 (株式交換完全親会社)	アイチケット株式会社 (株式交換完全子会社)
株式交換比率	1	0.7467

(注 1) 株式交換により交付する株式数等

当社は、基準時におけるアイチケットの株主（ただし、当社を除く。）の有するアイチケットの普通株式数の合計数に、上記株式交換比率を乗じて得た数の当社の普通株式を交付します。当社が本株式交換に際し交付する株式は、当社が保有する自己株式を充当する予定です。

(注 2) 1 株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、当社の普通株式 1 株に満たない端数の割当交付を受けることとなるアイチケットの現株主の皆様に対しては、会社法第 234 条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数（合計数に 1 株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。）に相当する数の当社の株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主様に交付いたします。

(注 3) 単元未満株式の取り扱い

本株式交換により、当社の単元未満株式（100 株未満の株式）を保有する株主が新たに生じることが見込まれます。当社の単元未満株式を保有することとなる株主様においては、当社株式に関する単元未満株式の買取請求制度（単元未満株式の売却）をご利用いただくことができます。

(2) 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

当社とアイチケットは、本株式交換の目的、株式交換比率の算定方式、株式交換比率等について、それぞれ両社の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案し、両社間で真摯に交渉・協議を行いました。

た。

当社及びアイチケットは、アイチケットの株主に対し最大限配慮することが重要であるという認識の下、アイチケットの株式価値につき、2020年3月末日時点における同社の財政状況を基にした簿価純資産方式及び類似企業比準方式による算定を行い、それらの結果を総合的に勘案し、1株当たり3,151円と算定いたしました。また、上場会社である当社の株式価値については東京証券取引所に上場されており、株価形成に関して特段の異常性が認められないことから、アイチケットにおける取締役会開催直前の営業日である2020年5月20日の終値を採用することといたしました。

なお、当社及びアイチケットは、本株式交換の株式交換比率の算定に際して、第三者機関に対し評価等の依頼は実施しておりません。

また、株式交換比率の算定の前提として、当社およびアイチケットが大幅な増減益になること、及び資産・負債の金額が直近の財務諸表と比べて大きく異なること等は見込んでおりません。

2. 当社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換により増加する当社の資本金及び準備金の額は、それぞれ次のとおりといたします。かかる取り扱いは、法令及び当社の資本政策に鑑み、相当であると考えております。

- (1) 資本金の額：0円
- (2) 資本準備金の額：会社計算規則第39条の規定に従い、当社が別途定める額
- (3) 利益準備金の額：0円

以上

別紙 3

次頁以降をご参照ください。

貸借対照表

第17期

2019年3月31日現在

単位：円

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	13,553,563	買掛金	13,909,500
売掛金	71,511,333	未払金	362,152
商品	7,614,168	未払法人税等	18,504,900
仕掛品	10,000	未払消費税	8,171,417
前払費用	6,027,291	未払事業所税	297,700
短期貸付金	207,502,873	未払費用	9,435,206
立替金	766,522	前受金	9,666,740
貸倒引当金	▲ 411,029	預り金	3,098,486
繰延税金資産	10,651,314	賞与引当金	11,920,020
流動資産合計	317,226,035	流動負債合計	75,366,121
固定資産		固定負債	
		資産除去債務	1,817,414
		固定負債合計	1,817,414
		【負債合計】	77,183,535
		【純資産の部】	
[有形固定資産]		株式資本	
造作	1,110,785	資本金	30,000,000
器具備品	1,284,036	資本剰余金	
[有形固定資産合計]	2,394,821	その他資本剰余金	51,831,617
[無形固定資産]		資本剰余金合計	51,831,617
営業権	4,660,000	利益剰余金	
ソフトウェア	78,354,564	その他利益剰余金	
ソフトウェア仮勘定	4,954,021	繰越利益剰余金	
[無形固定資産合計]	87,968,585	利益剰余金合計	253,371,165
[投資その他の資産]		株主資本合計	335,202,782
敷金・保証金	4,796,876	【純資産合計】	335,202,782
[投資その他の資産合計]	4,796,876		
固定資産合計	95,160,282		
【資産合計】	412,386,317	【負債純資産合計】	412,386,317

損益計算書

第17期

自 2018年4月1日 至 2019年3月31日

単位：円

科目	金額	
売上高		513,659,782
売上原価		211,576,809
【売上総利益】		302,082,973
販管費及び一般管理費		245,240,834
【営業利益】		56,842,139
営業外収益		
受取利息	1,722	
雑収入	937,930	939,652
営業外費用		
固定資産除却損	11	
雑損失	701,039	701,050
【経常利益】		57,080,741
税引前当期純利益		57,080,741
法人税、住民税及び事業税		21,805,000
法人税等調整額		▲ 4,587,873
【当期純利益】		39,863,614

株主資本等変動計算書

第17期

自 2018年4月1日 至 2019年3月31日

単位：円

	株主資本			純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	
		その他 資本剰余金	繰越利益 剰余金	
2018年4月1日残高	30,000,000	51,831,617	213,507,551	295,339,168
〔事業年度中の変動額〕				
剰余金への振替	－	－	－	－
当期純利益	－	－	39,863,614	39,863,614
事業年度中の変動額合計	－	－	39,863,614	39,863,614
2019年3月31日残高	30,000,000	51,831,617	253,371,165	335,202,782

販売費及び一般管理費

第17期

自 2018年4月1日 至 2019年3月31日

単位：円

科目	金額
役員報酬	22,300,803
給料	103,310,613
賞与	5,446,300
賞与引当金繰入額	8,250,020
法定福利費	18,971,544
賃借料	16,993,995
通信費	4,350,396
租税公課	45,550
支払手数料	8,074,145
工具器具消耗品費	1,617,070
減価償却費	354,196
営業権償却費	1,864,000
広告宣伝費	2,738,179
交際費	303,722
旅費交通費	21,073,191
採用研修費	2,048,263
業務委託料	3,352,837
販売促進費	7,079,463
販売手数料	11,470,000
その他	5,596,547
販売費及び一般管理費合計	245,240,834

売上原価

第17期

自 2018年4月1日 至 2019年3月31日

単位：円

科目	金額
商品仕入高	21,212,205
給料	39,409,853
賞与引当金繰入額	300,000
賞与	2,450,000
法定福利費	6,290,497
減価償却費	32,736,673
賃借料	14,450,000
保守費	10,271,328
旅費交通費	2,427,919
通信費	19,772,751
荷造発送費	2,311,480
工具器具消耗品費	1,053,838
派遣社員費	2,483,318
支払手数料	4,180,612
業務委託料	28,670,553
ハウジング費	30,644,568
その他	255,151
製造原価合計	197,708,541
固定資産振替高	▲ 7,343,937
売上原価合計	211,576,809

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっています。

商 品…………… 個別法によっています。

仕掛品…………… 個別法によっています。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産…… 定額法によっています。

(リース資産を除く) なお、主な耐用年数は次の通りです。

造 作 8～13 年

器具備品 4～10 年

無形固定資産…… 定額法によっています。

(リース資産を除く) なお、自社利用のソフトウェアは社内における利用期間（5 年）に基づく定額法、販売（サービス提供）目的のソフトウェアについては見込有効期間（5 年）に基づく定額法によっています。

リース資産……… リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しています。
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却の方法と同一の方法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金……… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

賞与引当金……… 従業員賞与の支給に備えるため、次期支給見込額のうち当期対応分の金額を計上しています。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理：

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっています。

2. 会計方針の変更に関する注記

特にありません。

3. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	8,088 千円
----------------	----------

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における発行済株式の種類および総数	普通株式 149,900 株
---------------------------	----------------

5. 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	2,236 円 18 銭
1 株当たり当期純利益	265 円 93 銭

附属明細書（計算書類関係）

（第 17 期）

自 2018 年 4 月 1 日
至 2019 年 3 月 31 日

アイチケット株式会社

有形固定資産及び無形固定資産の明細

帳簿価額による記載（単位：千円）

区分	資産の種類	期首 帳簿価額	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	減価償却 累計額	期末 取得原価
有形 固定資産	造作	1,017	300	0	168	1,149	2,720	3,869
	器具備品	1,632	204	0	553	1,284	5,330	6,614
	計	2,650	504	0	721	2,433	8,050	10,484
無形 固定資産	ソフトウェア	54,449	56,235	0	32,330	78,354	161,368	239,723
	ソフトウェア 仮勘定	53,846	7,558	56,440	－	4,954	－	4,954
	特許権	0	－	－	－	0	3,551	3,551
	営業権	6,524	－	－	1,864	4,660	4,660	9,320
	計	114,819	63,793	56,440	34,194	87,968	169,579	257,548

※記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

引当金明細書

（単位：千円）

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金	364	46	－	－	411
賞与引当金	3,370	16,020	7,470	－	11,920

※記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。